



# 島根県報

平成25年3月29日（金）

号外第65号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則

（医 療 政 策 課） 2

## 公布された条例等のあらまし

## ◇看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第35号）

## 1 規則の概要

- (1) 修学資金の返還の債務を免除する場合の被貸与者に係る業務従事期間の算定について定めることとした。（第17条関係）
- (2) その他規定及び様式の整理

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**規****則**

看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第35号

看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則

看護学生修学資金貸与規則（昭和37年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項ただし書中「ただし、」の次に「知事が」を加え、「2月分又は3月分」を「数月分」に改める。

第14条中「第17条第5号」を「第17条第1項第5号」に改め、同条第2号中「第17条第1号」を「第17条第1項第1号」に改め、同条第3号中「第17条第1号及び第5号」を「第17条第1項第1号及び第5号」に改め、同条第4号中「第17条第2号」を「第17条第1項第2号」に改め、同条第7号及び第8号中「第17条」を「第17条第1項」に改める。

第17条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号、第2号及び第5号に規定する業務従事期間は、被貸与者が第3条各号に定める施設又は団体の職員（看護職員の業務に従事した場合に限る。以下この項において同じ。）となった日の属する月から当該施設又は団体の職員でなくなった日の属する月までの月数により算定するものとする。

第18条中「前条」を「前条第1項」に改める。

附則第3項中「第17条」を「第17条第1項」に改める。

附則第7項中「第17条」を「第17条第1項」に、「同条第1号」を「同項第1号」に、「同条第5号」を「同項第5号」に改める。

様式第4号中 「 2月分又は3月分の交付を受けようとする理由 」 を 「 月分の交付を受けようとする理由 」 に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。